

公務員の服務規律について

公務員は全体の奉仕者としての性格を有することから、民間企業の場合とは異なった服務規律が定められています。具体的には地方公務員法により、次のようなものが規定されています。

学校に勤務するいわゆる常勤講師等の臨時教員等であっても、これらの規定が適用されます。

臨時教員等として任用された場合には、これらの服務規律を遵守し、自らの行動が公教育への県民の信頼や児童生徒の人格形成に多大な影響を与えることを常に自覚して、公私を問わず、規範意識や倫理観を持って行動していただく必要があります。

○地方公務員法による制限

服務の根本基準（第30条）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

1 職務上の義務（職務遂行に関して守るべき義務）

（1）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）

（2）職務に専念する義務（第35条）

2 身分上の義務

（職務の内外を問わず、職員としての身分を有する限り守らなければならない義務）

（1）信用失墜行為の禁止（第33条）

その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。具体的には飲酒運転やわいせつ行為などの法令違反行為や道徳的に強い非難を受けるような非行行為を禁じるものです。

（2）秘密を守る義務（第34条）

職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。退職後も同様です。

（3）政治的行為の制限（第36条）

政党の結成への関与、公の選挙における投票の依頼や勧誘、特定の候補者を支持したり反対するための署名運動や演説等を行うこと等は禁止されます。

（4）争議行為等の禁止（第37条）

ストライキ、怠業その他の争議行為又は県の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはなりません。

（5）営利企業への従事等の制限（第38条）

任命権者の許可を受けずに、営利を目的とした私企業を営んだり、報酬を得て本来の業務以外の仕事をする場合は禁止されます。

※ これらの義務に違反した場合、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を課せられます。